

2007年11月20日

地方分権改革推進委員会「中間的な取りまとめ」に対する意見

社団法人経済同友会

代表幹事 桜井 正光

地方行財政改革委員会

委員長 大橋 洋治

1. 地方分権改革推進委員会が、今後の地方分権改革の羅針盤たる『中間的な取りまとめ』を発表し、第二期地方分権改革が本格的に始動した。地方分権改革の理念に基づき、「地方が主役の国づくりに向けた取り組み」の道筋を示し、今後の地方分権改革のビジョンや基本姿勢を明確に打ち出したことは、改革の第一歩として評価したい。

特に、国民・住民本位の分権改革の視点から、地方政府の確立、自治行政権・自治立法権・自治財政権の確立による完全自治体の実現、住民に身近な基礎自治体への権限移譲の推進、国による義務付け・枠付け・関与の徹底した廃止・縮小、国の地方支分部局等の見直しなどを掲げたことは、国と地方の関係を上下・相互依存関係から対等・自立の関係へ転換させるという、まさに、「新たな国のかたち」の構築のための取り組みである。

2. 今後は、第一次勧告に向けて、国と地方の役割分担の明確化を図りつつ、国から地方への権限移譲や二重行政の排除を更に推し進めると同時に、地方税財政問題(補助金・税源移譲・地方交付税・地方債など)についても、地域の自己決定・自己責任・自助努力により個性と活力ある地域を創生するという理念のもとに、新たな制度設計に取り組んでいただきたい。税財政問題は地方分権改革の最重要課題であり、昨今の地域間財政力格差や地域活性化問題を踏まえて、税制改革のトータルな議論と合わせて早急に着手することを望む。

地方分権改革の実現には、『中間的な取りまとめ』を機に国民的関心が高まるとともに、総理をはじめとする政治のリーダーシップと決断が不可欠である。

3. 加えて、このような改革の流れを更に強めていくためには、地方が「地域主権を確立する」との強い意志と行動力を持ち、自主・自立の精神を発揮し、「地方発の改革案」を提案・推進していくことが極めて重要である。

4. 個別の行政分野・事務事業における「重点事項」について

(1) 医療

< 国民健康保険における運営の広域化等 >

- 医療保険において必要なことは保険原理を貫徹し、地域の実情に合わせた運営やサービスの提供をするために、合理的な保険制度に再編成を行っていくことである。よって、地域毎の医療ニーズの多様性も考慮した上で、保険者の経営努力が保険料に反映される仕組みを導入することが必要であり、地域毎に国民健康の保険者を再編成することが検討に値する。

(2) 生活保護

< 社会保障全体との関係 >

- 生活保護制度は国民の生存権を保障する最後のセーフティネットとして、資産調査および収入調査を適正に実施し、「補足性の原理」を徹底することで、真に生活に困窮しているものへの給付に限定すべきである。こうした考えの下、基礎年金制度や医療保険との整合性を考慮するとともに、給付内容は地域の生活保護の実情を踏まえて、国と地方の責任部分を考えるなどの見直しをすべきである。

(3) 幼保一元化

< 幼保一元化に向けた抜本的制度改革 >

- 多様な保育サービスを適正なコストで柔軟に運用し、地域の実情に合わせた乳幼児育成施設の設置ができるよう幼稚園・保育所の各所管省が省の枠組みにとらわれない仕組みを確立するために、幼保一元化の実現に向けた抜本改革をすべきである。

(4) 義務教育

< 教職員人事権の移譲と給与負担 >

- 教育の主体は「現場」であり、学校と地域の連携が基盤であるという認識の下、義務教育の国の責任と関与は最小限にとどめるべきであり、教育における地方分権を推進する必要がある。
- 教職員の人事権は、広域での人事配置が可能な仕組みを備えることを担保したうえで、都道府県からより教育現場に近い市町村に権限移譲を推進するべきである。そのうえで、最終的には校長の権限拡大を図ることが望ましい。また、人材の地域的な偏りを助長することの無いよう、人事権の移譲は段階的でなく一気に進めるべきである。

- さらに、給与負担についても権限を移譲し、地域の実情にあわせた自主的な判断に委ねる必要がある。既に人事権が移譲されている政令指定都市については、人事権と給与負担の一致を早急に図るべきである。

<学級編制や教職員定数に関する市町村の権限と責任の拡大>

- 人事権の移譲とともに学級編成や教員定数に関しては、市町村の権限と責任を拡大すべきである。

<その他>

- 教育における地方分権を推進し、「現場発の教育改革」を実現するためには、教育委員会制度についても抜本的な見直しが必要である。

(5) 道路・河川

- 将来の道州制を視野に入れて、広域行政としての道路・河川の維持管理は都道府県への移譲を進めるべきである。

(6) 農業

- 農業は、地域経済活性化のための重要な産業であり、農地の所有と利用の分離をしたうえで集約・拡大を行い、農業の効率化を図るべきである。よって、農地利用の適正化のためにも、農地の転用規制についてはより厳格に運用しつつ、大規模な農地の転用許可については、国から農地の実情をよく知る地域(都道府県)への権限移譲を進める必要がある。合わせて、地域(都道府県)に農地利用を監視する組織を創設すべきである。

以 上